

貝農林第160号
令和6年12月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

貝塚市長

市町村名 (市町村コード)	貝塚市 (272086)
地域名 (地域内農業集落)	半田 (半田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月10日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載して

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・アンケート結果について
畑作・稻作が中心の地域である。
16%の農業者が80歳以上の高齢者である。
現状耕作していない農地が43%、保全管理のみが12%、10年後「売却したい・委託したい・貸し出したい」農地が65%となり、農地の保全・管理が課題である。
担い手の確保・育成が課題である。
・農地、農道について
広範囲を耕作していた農業者が亡くなり、耕作していた農地全てが耕作放棄地となっている。草刈もされていない農地が増加している。調整区域の農地については山林化しており、地域の農業者は主に、道路・水路整備がされている市街化区域の農地で営農している。
・水利関係について
農地の減少により、地域内の農業用水の利用量が減少したため、市街化区域での営農については水は豊富に使える。
・その他について
農業機械が高額で修理・更新が難しい。担い手・後継者不足。JR東貝塚駅周辺地域であり、開発が進み農地（市街化区域）が減るのではないかの声もある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域作物について
稲作を中心とし、市街化区域では軟弱野菜や「なす」などの施設栽培もみられる。
・栽培、承継等について
後継者もなく、農業収入を増額していくのであれば、現在の作物を将来も生産するのか、高収益作物を新たに導入するなど今後検討していく必要がある。
・その他課題について
農地中間管理機構を活用して、耕作放棄地の減少を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農用地等は農業上の利用が行われるものとする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
他地域の者でも担い手として受け入れ、段階的に集積・集約していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
耕作放棄地となっている農地を積極的に機構へ貸し出したい。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備は困難であり取り組む方針はない。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

他地域の者でも担い手として受け入れていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

活用できるサービスがあれば活用を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】